

加入者 各位

住商連合健康保険組合

マイナンバーについて

平素より、当組合業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

掲題の件につきまして、平成 27 年 10 月より「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバーが通知されます。

今後、健康保険組合でも必要になりますが、事業所担当者経由（任意継続被保険者は除く）で必ず確認をさせていただきます。また、ホームページやけんぽだよりにて詳細はご案内いたします。当健康保険組合から電話や訪問により個人番号をうかがうことは決してありませんので、詐欺被害には十分ご注意ください。

平成 29 年 1 月以降各種健康保険の手続きの届出を提出していただく際に、マイナンバーを記入することになりますので、届いた通知カードは大切に保管しておいてください。但し、被保険者証にはマイナンバーは記載されません。

以上